

(表面)

奨学金「学資貸費生」募集について

申込：平成31年3月12日(火)～4月12日(金)

【土日祝祭日を除く】

受付：9時～17時【12時～13時は除く】

※申請書等は、
社会教育課(嘉手納町役場3階)又は嘉手納町役場・教育委員会ホームページより入手できます。

- 対象者：(1) 国内の大学生、短期大学生、大学院生
(2) 国内の専修学校生
(3) 国内の高校生
(4) その他理事会が認める教育機関に在学する者



- 貸与条件：(1) 日本国籍を有し、本町に1年以上住民登録をする者、又は本町に1年以上引き続き住所を有する町民と生計を一にし、やむを得ず一時的に住所を異動している者
(2) 品行方正で学業成績に優れ、家計上学資の支出が困難な者
(3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める大学(大学院及び短期大学を含む。)、高等専門学校、又は専修学校に入学予定又は在学する者(通信教育課程及び夜間教育課程に入学予定又は在学する者は除く。)
(4) (3)以外のもので嘉手納町人材育成会理事会が認める国内外の教育機関に入学予定又は在学する者
(5) 貸与金を全額返済可能な者



○貸与人数：20人程度

- 貸与金額：(1) 大学生、短期大学生、大学院生 県外：月額50,000円×10月＝年額500,000円
県内：月額30,000円×10月＝年額300,000円
(2) 専修学校生 県外：月額50,000円×11月＝年額550,000円
県内：月額30,000円×11月＝年額330,000円
(3) 高校生 県外：月額20,000円×11月＝年額220,000円
県内：月額15,000円×11月＝年額165,000円
(4) その他理事会が認める教育機関に在学する者 月額50,000円を超えない範囲
※長期休業期間は貸与月数より除く

○貸与期間：貸与決定した当該学校に正規に在学した場合の最短修業年限

○選考方法：嘉手納町人材育成会理事会にて、提出書類を確認後、成績、世帯の所得状況(家庭の経済事情)等に応じ、貸費生を決定

※学業成績や世帯の所得状況等によっては、貸与対象外となる場合もございます。



～ 裏面の詳細もご確認をお願いします！



申込み・問い合わせ先

嘉手納町人材育成会
(嘉手納町教育委員会 社会教育課内)
TEL:956-1111 (内線264・262・268)